

山梨市長 様

空き工場等情報登録制度「空き工場・空き事業用地バンク」登録申込書

氏名 印

このことについて、山梨市空き工場等情報登録制度「空き工場・空き事業用地バンク」設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き工場・空き事業用地バンク」へ登録を申し込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。
- 2 空き工場等情報登録制度「空き工場・空き事業用地バンク」設置要綱第4条第3項に規定する次のすべての項目に該当します。
 - 所有者の全員が登録に関する承諾をしていること。
 - 空き工場等の売買及び賃貸を生業としていない者の所有であること。
 - 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う、又は行う恐れのある組織の構成員等の所有でないこと。
 - 当該空き工場等が不動産競売にかけられた状態ではないこと。
 - 所有者が空き工場バンク・空き事業用地の趣旨を理解し、賛同していること。
 - 事業用地については、概ね1,000平方メートル以上の宅地もしくは雑種地であること。
- 3 登録内容は、別紙「空き工場・空き事業用地バンク」登録カード（様式第2号）記載のとおりです。
- 4 登録内容について、山梨市ホームページ等への掲載、公表することに同意します。

注(1) 山梨市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。

また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル、又は工場等の立地に関するトラブルについては、責任をもって当事者間で解決をお願いします。トラブル等が生じたときは、市は一切責任を負いません。

- (2) 山梨市個人情報保護条例（平成17年山梨市条例第247号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。
- (3) 当該物件において所有者が複数いる場合、必ず以下に全員分の承諾を受け、所有者本人が署名をしてください。記載漏れや虚偽の記載により問題が生じた場合、市は一切責任を負いません。

氏名 印

氏名 印

氏名 印